

令和3年 福岡県ノーリフティングケア
普及促進事業実践報告書

利用者と職員を守る取り組みで起きた
施設の変化

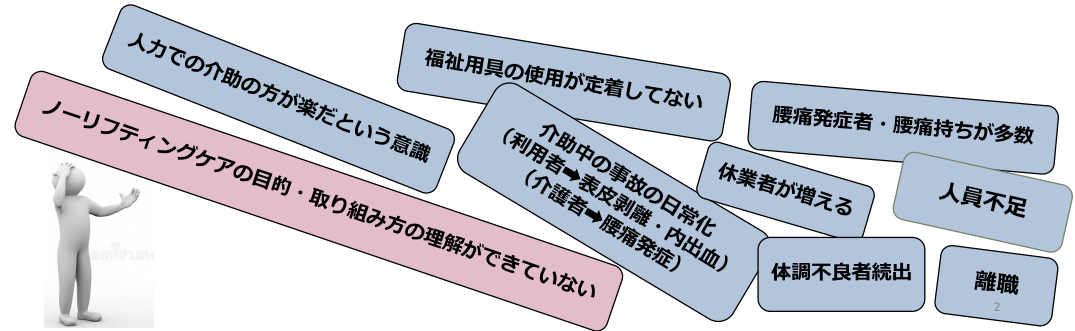
～多職種の協働で前進～



1. ノーリフティングケア導入の目的

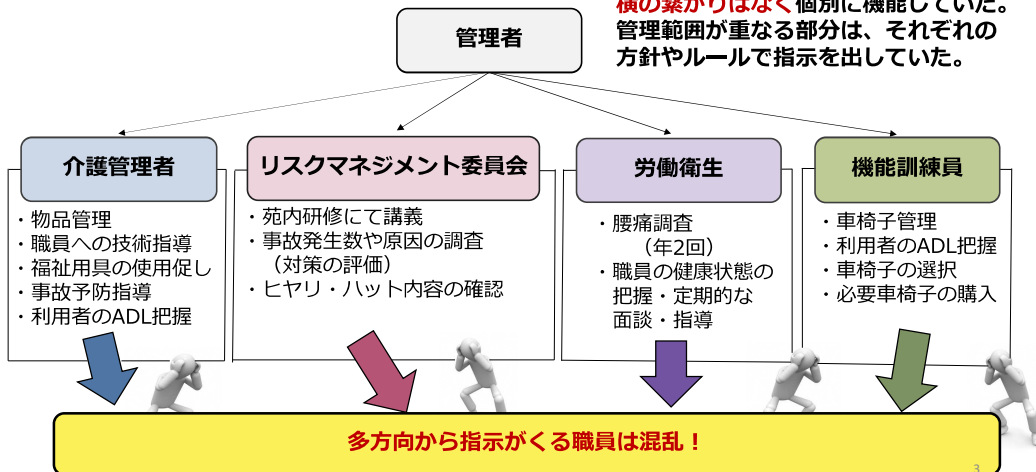
介護者・利用者双方の健康的な生活を保証できるケアを**実践する為**

山積みとなっている問題を解決する方法を知りたい！



2. 取り組み前の状況

各委員会や担当が目標を持ち
責務を全うしていたが、
横の繋がりはなく個別に機能していた。
管理範囲が重なる部分は、それぞれ
の方針やルールで指示を出していた。



3. 取り組みを重ね管理する側の協働の重要性に気づく

各職種の管理者にて会議を行った結果

☹️ 大きな目標は一致していたが、**目標達成までの計画や考え方に相違あり**
職員の協力を得られない原因が管理側の団結の甘さであることを自覚した。

第4月曜日に定例会議開催（必要時は臨時会議を行う）



『管理する側の改善内容』

- ① ノーリフティング促進委員会の計画を提示し各委員会と役職者で役割分担。
- ② 職員が混乱しないよう計画に沿って指示内容や指導内容のすり合わせを行う
- ③ 担当別に実施した結果について密に情報共有を行う

4.再始動！（役割分担からの情報共有・見える化）

腰痛調査の変化

「before」

- 調査結果は職員には公開されず

**腰痛増悪者や発生者は
個別面談・指導**

「after」

- 調査結果をポスターにて職員へ公開

(内容)

- 腰痛の実態
- 介助場面ごとの腰痛の程度
- 福祉用具使用の割合
- 福祉用具を使用しない理由（意見）

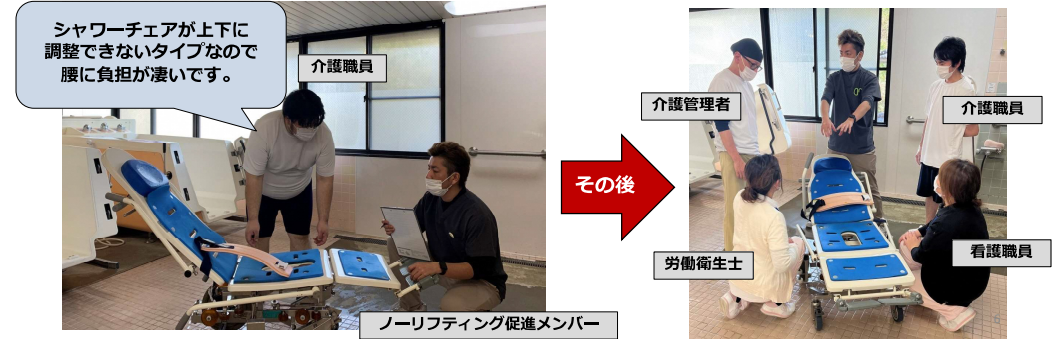
個別面談・指導は継続。

ノーリフティング促進委員へ情報共有を行う

調査結果は休憩室に掲示することで、内容に目を通し興味を持つ職員が増えた。
職場内でも腰痛調査の結果内容について職員間で話題となり、自分の職場の現状について興味を持つ職員が増えてきた。

【腰痛調査の結果をもとに現場を調査】

- 1) 職員の意見を聴取
- 2) 臨時招集をかけ現場の状況を各職種・管理者へ情報共有！
※臨時招集は、職員も参加し対策について意見が出せるよう配慮。
職員が対策について理解・納得できているか確認し、現場への伝達・指導を実施した。



【福祉用具の使用が定着しないことへの意見に対する対策】

職員の意見

人力での介助の方が早くて楽！
福祉用具使用の対象利用者がいないから使ってません。
福祉用具を使用する方が逆に力が入るし、腰が悪くないので使いません。

腰痛調査時、現場での福祉用具使用度の調査も行った結果より下記原因を予測

- ①各福祉用具の対象利用者の選択ができていない
- ②福祉用具の適切な使用方法が理解できていない
- ③福祉用具の使用はしているも不良姿勢である

「福祉用具使用度UPに向けての対策内容」

利用者に適した福祉用具の選択ができるよう基準表を作成する。
職員が適切な身体の使い方・福祉用具の使用方法を修得できるよう指導方法の変更を行う。

【適切な福祉用具の選択からケアプラン変更までの動きをアシスト】

作成した『簡易移乗介助選択基準表』

《簡易移乗介助選択基準表》

自力で乗降したまま上がり降り 方向転換が容易	必要に応じて、動作の緩い車椅子、昇降機、リフト車椅子	①
両手につかまれば自力で立ち 上がり降り可能な程度の高さ 歩行が可能な程度で安定し、お尻を 浮かすことや、左右に身体を よける必要	LP車椅子、リフト車椅子の選定 準備が可能な車椅子	②
手杖で緩い歩行が可能 歩行は 歩行が可能な程度で安定し、お尻を 浮かすことや、左右に身体を よける必要	スライドリフトボード 昇降機	③
本人が自力で歩行可能 歩行は 歩行が可能な程度で安定し、お尻を 浮かすことや、左右に身体を よける必要	スライドリフトボード 昇降機	④
介助にて歩行可能 歩行は 歩行が可能な程度で安定し、お尻を 浮かすことや、左右に身体を よける必要	コンベヤボード スライドリフトボード	⑤

「分からない」が「分かる」
になるまで付き添いを徹底！

アシスト内容

- ①車椅子や移乗時の福祉用具の選択
『簡易移乗介助選択基準表』を見ながら適切な福祉用具の選択ができるか確認。
- ②ケアプラン変更のための「様子観察表」の作成
担当者が観察項目や介助計画・注意点等、助言しながら確実に記載できるまで付き添う。

※様子観察表とは
ケアプランを変更するにあたり介助方法の変更に対して介入方法の計画を立て1週間様子を見る表

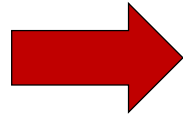
「様子観察開始表」

観察対象	氏名	性別	年齢
様子観察事項	プラン変更	内容	行動療法から自立歩行まで変更
様子観察期間	2021年11月20日	～	2021年11月26日
利用者の状況把握 (情報)	本人のADLから自覚可能な可動域である 日常生活で上肢の筋力低下を防止出来ない		
計画 (介助計画・観察項目)	自覚方法を指導し歩行角等を観察。 出来るだけ行ける範囲まで目標に向かって歩行を促す。 出来るだけ行ける範囲まで目標に向かって歩行を促す。 立ち上がり等の転倒リスクあればアケルテに記録しセンサー確認する。		

【確実に理解を得るため 指導方法の変更】

- 大人数（研修での説明）から少人数（2～3名ずつ）の指導へ。
- 現場で実際に福祉用具使用や適切な身体の使い方ができるまで確認する

資料を見ながら実技指導



実際の現場で活用できるよう指導



【オリジナルの指導方法】

スマートスーツを装着し『適切な身体の使い方』の指導時に活用!!

- 不良姿勢に気づいていない職員はスマートスーツを装着したまま業務を行う。不良姿勢となった際は正しい姿勢へと矯正されるため、介助動作以外でも自己の姿勢の見直し・修正を可能にすることができる。



5. 取り組みの結果

ノーリフティングケアの目的や取り組み方を職員が確実に理解できるよう
管理する側の密な情報共有と指示・指導計画のすり合わせが重要であることに気づくことができた。

新規腰痛発生者ゼロ！

介助中の事故の減少！
(剥離・内出血)

福祉用具使用率のUP！

他職種での協働を徹底
(管理者の情報共有・指示統一の重要性)

ノーリフティングケアの目的と取り組み方の理解ができた



6. ノーリフティングケア定着に向けた今後の目標



新人職員の教育

『教育プログラム』作成にて入社時からノーリフティングケアの目的の理解を得る。
苦手意識を持たないよう、理解・修得できるまでマンツーマンでの指導を実践。



ノーリフティングケアの指導ができる職員を増やす

全職員が『適切な身体の使い方』と『適切な福祉用具の使用』が確実にできるよう
現場での指導を継続していき、介護福祉士3年以上の職員対象に指導員となる教育を実施。
指導ができる職員を増やすことで、経験の浅い職員や新人職員の細かな指導が可能となる
ほか、ノーリフティングケア定着のための意識や責任感を持つ職員の育成へと繋げる。